

令和3年度第1回木更津市公平委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和3年8月24日(火)
- 2 場 所 等 書面開催
- 3 出席者 〔委員〕 白石委員長、川名委員、露崎委員
- 4 議 題

(1) 令和3年度第1回公平委員会会議を書面決議にて実施することについて

(2) 「職員団体登録事項変更届」の審査について

5 事務局説明事項

議題(1)「令和3年度第1回公平委員会会議を書面決議にて実施することについて」でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、会議の開催を中止し、書面にて決議を行うものでございます。

議題(2)「「職員団体登録事項変更届」の審査について」ご説明いたします。

資料の3ページをご覧ください。

令和3年8月12日に木更津市役所職員組合から、職員団体登録事項変更届が提出されました。この届出の審査をお願いするものでございます。

職員団体は、地方公務員法53条1項の規定に基づき、条例で定めるところにより、公平委員会に登録を申請することができ、木更津市役所職員組合は、既にこの登録をしている団体でございます。

当該登録をした団体は、規約の変更や申請書の記載事項の変更があったときは、地方公務員法第53条第9項の規定により、公平委員会に届出をしなければならず、公平委員会は、法律の規定により、この届け出を受けたときは、条例で定めるところにより、申請書の記載事項を登録するとともに、職員組合にその旨を通知しなければならないとされております。

まず、変更届事項は、職員組合役員の改選に基づくものであり、条例の規定による届出事項の「理事その他の役員の氏名、住所及び職名」に該当するものであります。

2番目、変更届期日は、条例に「その事由が生じた日から、10日以内に、公平委員会に書面をもって届け出なければならない」との規定があり、投票日が、令和3年8月6日で、届出日が、令和3年8月12日であることから適正であります。

3番目、提出書類につきましても、必要な書類を法令に規定されている様式を使用し

て提出されております。

4番目、通知期限は、「届出を受けた日から30日以内に、結果を通知しなければならない。」との規定があります。今回の届出は、令和3年8月12日になされておりますので、本日の会議の審査結果を通知することにより、期限は遵守されます。

5番目、次に、提出された登録事項の変更内容が適正に処理されているかの審査であります。第1に、地方公務員法第53条第3項については、職員組合同約第30条に同法に遵守した規定を設けており、その手続きにより、役員が決定されております。具体的に申し上げますと、投票者総数は499名であることから、過半数は250名であり、役員の得票数はすべてこの過半数を超えていることが、資料の4ページにあります役員選出証明書から確認できます。第2に、地方公務員法第52条第3項及び第53条第4項についてですが、この規定は、職員組合が適正な職員で組織されているかの審査であり、消防職員及び管理職員等の範囲を定める規則に規定されている職員は、組合員名簿で除かれていることを確認いたしました。

続いて、変更のございました役員でございますが、執行役員が、木更津市立鎌足小学校 総括調理員 嶋田さんと健康こども部こども保育課 保育士 鶴田さんから健康こども部こども保育課 保育士 鈴木さんと福祉部障がい福祉課 主任主事 望月さんへ変更となっております。

また、監査委員が、福祉部障がい福祉課 主任主事 望月さんから企画部地方創生推進課 主任主事 勝畑さんへ変更となっております。

「登録事項の変更」に係る説明は以上です。

資料の1ページをご覧ください。

本日の議題である「登録事項の変更」について、承認されましたら、会議の結果を（案1）により職員組合に通知し、資料の2ページの（案2）により職員団体登録簿に記載したいと存じます。

説明は以上でございます。

6 会議結果

(1) 令和3年度第1回公平委員会会議を書面決議にて実施することについて

異議なし：3名 異議あり：0名

(2) 「職員団体登録事項変更届」の審査について

異議なし：3名 異議あり：0名